



平成 29 年 9 月 25 日

各 位

東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号
会 社 名 アクセルマーク株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 尾下 順治
(コード番号：3624 東証マザーズ)

**第三者割当による行使許可条項付
行使価額修正条項付第 16 回新株予約権・第 17 回乃至第 18 回新株予約権・
行使価額修正選択権付第 19 回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 9 月 8 日付の取締役会において決議いたしました、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当によるアクセルマーク株式会社第 16 回乃至第 19 回新株予約権（以下、それぞれを「第 16 回新株予約権」、「第 17 回新株予約権」、「第 18 回新株予約権」及び「第 19 回新株予約権」といい、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、平成 29 年 9 月 25 日、本新株予約権に係る発行価額の総額（2,254,000 円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、平成 29 年 9 月 8 日付プレスリリース「第三者割当による行使許可条項付行使価額修正条項付第 16 回新株予約権・第 17 回乃至第 18 回新株予約権・行使価額修正選択権付第 19 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	平成 29 年 9 月 25 日
(2) 発行新株予約権数	9,000 個 第 16 回新株予約権 3,000 個 第 17 回新株予約権 2,500 個 第 18 回新株予約権 2,000 個 第 19 回新株予約権 1,500 個
(3) 発行価額	総額 2,254,000 円（第 16 回新株予約権 1 個当たり 270 円、第 17 回新株予約権 1 個当たり 253 円、第 18 回新株予約権 1 個当たり 240 円、第 19 回新株予約権 1 個当たり 221 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	900,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） 第 16 回新株予約権 300,000 株 第 17 回新株予約権 250,000 株 第 18 回新株予約権 200,000 株 第 19 回新株予約権 150,000 株 第 16 回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、下限行使価額は 1,525 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 300,000 株です。 また、第 19 回新株予約権については、当社が当社取締役会において行使価額修正選択権の行使を決議した場合には、以後、行使価額修正条項が適用されます。行使価額修正条項が適用された場合の下限行使価額は 1,525 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 150,000 株です。
(5) 調達資金の額	2,203,254,000 円（注）
(6) 行使価額及び	当初行使価額

行使価額の修正条件	<p>第 16 回新株予約権 1,525 円 第 17 回新株予約権 2,500 円 第 18 回新株予約権 3,000 円 第 19 回新株予約権 3,500 円</p> <p>第 16 回新株予約権の行使価額は、第 16 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正され、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額になります。第 16 回新株予約権の下限行使価額は 1,525 円（別紙第 16 回新株予約権発行要項第 11 項による調整を受けます。以下「下限行使価額」といいます。）、上限行使価額はありません。</p> <p>第 17 回及び第 18 回新株予約権については、行使価額の修正は行われません。</p> <p>第 19 回新株予約権については、当社は平成 29 年 9 月 25 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、第 19 回新株予約権の行使価額は、第 19 回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正され、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額になります。第 19 回新株予約権の下限行使価額は 1,525 円（別紙第 19 回新株予約権発行要項第 11 項による調整を受けます。以下「下限行使価額」といいます。）、上限行使価額はありません。但し、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができません。</p> <p>①金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合 ②本新株予約権の買取契約に定義される行使許可期間内である場合</p> <p>なお、第 16 回新株予約権及び第 19 回新株予約権の下限行使価額は平成 29 年 9 月 7 日の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値と同水準に設定されていることから、本新株予約権の行使は全て発行決議日の直前取引日の終値よりも高い水準でのみ行われることとなります。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による。
(8) 割当予定先	ドイツ銀行ロンドン支店
(9) その他	<p>当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る新株予約権買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。本買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、行使価額修正条項の有無に関らず、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可書の到達日（同日を含み、行使許可書の到達が取引所における取引時間終了後の場合にはその翌日とします。以下同じです。）から 30 営業日の期間（以下「行使許可期間」といいます。）に、当該行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨定められます。また、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨定められます。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以上